

# アユモドキ保護増殖事業計画

平成16年11月19日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環境省

# アユモドキ保護増殖事業計画

文部科学省  
農林水産省  
国土交通省  
環境省

## 第1 事業の目標

アユモドキは、かつて、近畿地方及び山陽地方の一部の水系の平野部から低山地までの河川及び農業用水路に多く生息していたが、生息環境の変化とともに1970年代から本種の確認情報が少なくなり、現在では分布域が限定されている。

現在、自然状態での生息が確認されている地域では、小規模の生息地がまばらに存在しているにすぎない。また、近年、生息状況の悪化も進んでいる。

本事業は、本種の生息状況等の把握を行うとともに、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図り、また、かつて分布域であった地域等において、生息環境を改善しつつ、飼育下における繁殖個体の再導入を行う等、生息地の再生を図ること等により、本種が自然状態（水田等二次的自然環境を含む。）で安定的に継続できる状態になることを目標とする。

なお、本種が長年にわたり人間生活と深い関係を持ちながら存続してきたことにかんがみ、本事業の実施に当たっては、本種と人間との良好な共存関係を維持できるような地域社会の構築を念頭に置いて進めることとする。

## 第2 事業の区域

京都府、大阪府及び岡山県における本種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第3の3の（4）により飼育下における繁殖を行う区域

## 第3 事業の内容

## 1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するとともに、憂慮すべき変化が見られた場合に緊急的な対策を検討するため、以下のとおり本種の生息状況等の動向を把握するとともに、生態等に関する知見を集積する。

### (1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境（本種が生息する河川、水路、水田等の流路形態、底質、周囲の植生、水質、本種の餌となる生物及び他の魚類の生息状況等）に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、密漁等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

### (2) 生態等に関する知見の集積

以下の事項を目的とした調査研究を行う。

本種の繁殖、採餌等の特性を含む生態及び生活環の解明（生活環の各段階における利用環境及び移動範囲並びに全生活環における移動経路の解明を含む。）

本種の繁殖に必要な好適環境等本種を取り巻く水域生態系全体の構造の解明

各地域個体群間の遺伝的変異及び地域個体群内（飼育下の個体群を含む。）の遺伝的多様性の把握

本種と他種との競合等種間関係の解明

### (3) 生息に適する環境の解明

(1)及び(2)の調査研究の結果を踏まえ、また、かつて本種が農業活動等人間の活動と深いかかわりを持ちながら存続してきたことにかんがみ、本種の生息環境の維持に重要な役割を果たしてきたと考えられる伝統的な水路管理方法等、本種と人間との良好な共存関係をもたらした要因について調査研究を行い、現状との比較を行うこと等を通じて、本種の生息に適する環境の解明に努める。

## 2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知

見に基づき、本種及び本種の生息に関連する水生生物の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

### (1) 生息水域の維持及び改善

産卵に好適な環境としての一時的水域及び仔稚魚の生息環境の確保

本種の産卵場として好適と考えられている一時的水域(河川の増水、せきの稼働等により一時的に生じる水域を意味する。)の維持及び改善(休耕田の活用等を含む。)を図り、そこでの仔魚及び稚魚の餌となるプランクトン、底生生物等の生息に必要な水際帯の植生を保全する対策を講ずる。さらに、本種が生息するために必要な環境を創出している農業活動等を持続的に行うための対策を講ずる。

休息場所等が確保された恒久的水域の維持及び改善

本種が休息し、又は天敵等から隠れるための場所及び減水時の避難場所が連続して確保される恒久的水域(一年中水がある水域)の維持及び改善を図る。

魚類の遡上等が可能な水域環境の確保等

本種を含む魚類等が遡上及び降下できるよう、河川、水路、水田等の水域の接続及び生息に適する環境の連続性の確保に配慮する。なお、それらの確保に当たっては、オオクチバス等の外来種を生息地に侵入させないための配慮を併せて行う。

### (2) 水量及び水質の維持及び改善

本種が生息する河川、水路と周辺の水田等との間において水循環を安定的に維持するよう努めるとともに、本種の生息に支障を来す汚排水、ヘドロ等が生息水域に流入することを防止するため、本種が生息する水系の集水域全体を視野に入れて対策を講ずる。

## 3 個体の保護及び増殖

### (1) 密漁防止対策及び監視の強化

生息に適した地域が限られ、個体群の規模が小さくなっていることから、密漁が各地域の個体群に及ぼす影響は相当大きいものと懸念される。

このため、地域住民、保護活動団体等の協力を得つつ、生息地及び流通経路における監視を強化する等、密漁防止のための対策を講ずる。

### (2) 外来種による影響の防止

競合又は捕食による影響を及ぼすおそれのあるオオクチバス等の外来種については、小河川まで生息域が拡大しているため、その侵入状況及び影響を監視し、本種の生息地への侵入を防止するための対策を講ずるとともに、必要に応じ、侵入した個体の駆除を行う。

### **(3) 緊急時の避難措置**

異常湧水等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な公共的施設等で一時飼育する等の避難措置を講ずる。

### **(4) 飼育下における繁殖**

既に各地域の個体群が絶滅の危機に瀕していることを考慮し、各水域の系統ごとに、適切な公共的施設等において個体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。

この飼育下における繁殖の適切かつ効果的な実施のため、近親交配による遺伝的な弊害の防止、生殖細胞の保存等に関する技術開発を推進する。

なお、本計画策定時に地方公共団体、学校等が飼育している個体については、今後の本事業に有効に活用するため、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者の知見を得つつ、必要に応じて、関係者において活用方法等の検討及び調整を進める。

## **4 飼育下における繁殖個体の再導入を含む生息地の再生**

個体群が既に絶滅した地域又はその個体数の減少が著しい等ごく近い将来絶滅するおそれが極めて高い地域において、生息環境を復元できる可能性がある水域を選定し、当該水域について、2に掲げる本種の生息に必要な環境条件を整えた上で、3の(4)により系統保存されている飼育下における繁殖個体を再導入することにより、野外個体群を再構築し、生息地の再生を図ることを検討する。

なお、個体の再導入に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱等が野外個体群に不可逆的な影響を与えること等に十分留意する。また、その必要性、影響、事後のモニタリング方法等について、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者の知見を得つつ、事前に十分な検討を行う。

## **5 事業を効果的に推進するための方策**

### **(1) 普及啓発等の推進**

本事業を実効あるものとするためには、農業、農村整備及び河川整備等各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体のみならず、関係地域の住民を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発等を積極的に推進し、本種の保護に対する配慮及び協力を幅広く呼び掛ける。

さらに、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開を促進するため、関係地域の研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等の活動を行う。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、地元の保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

## **(2) 農村整備及び河川整備における配慮**

1で得られた知見を活用しつつ、本種に与える影響を極力軽減した流路工法及び流路管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における農村整備及び河川整備への活用を図る。

## **(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保**

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する研究者、飼育下における繁殖にかかわる機関、保護活動団体、教育関係者、農業関係者、漁業関係者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。